

付 議 第 9 号

教育職員免許状に関する規則及び高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

教育職員免許状に関する規則（昭和 44 年高知県教育委員会規則第 5 号）及び高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和 35 年高知県教育委員会規則第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則及び高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

高知県教育長 伊藤 博明

高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

教育職員免許状に関する規則及び高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第 1 条 教育職員免許状に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「永年」を「常用」に改める。

(高知県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和35年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「の表簿」を「に掲げる表簿」に、「備え付け」を「備付け」に改め、同条第3項中「の表簿」を「に掲げる表簿」に、「永年」を「常用とし」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎教育職員免許状に関する規則及び高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則及び高知県立学校の管理運営に
関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

令和2年4月1日より高知県公文書等の管理に関する条例及び関係する規則等が施行されることに伴い、教育委員会の公文書の管理に関する規程等が新たに設けられることとなり、公文書の保存年限に新たに「1年未満」「常用」の2種類が追加されることとなった。このことによる、必要な改正をしようとするものである。

2 改正の内容

保存年限が「永年」と規定されている以下の規則について保存年限を「常用」とする。

- ・教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）
- ・高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

(書類の保存)

第 27 条 免許法認定講習に関する次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に掲げる期間保存するものとする。

- (1) 単位修得原簿 常用
- (2) 略

旧

教育職員免許状に関する規則(抜粋)

(書類の保存)

第 27 条 免許法認定講習に関する次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に掲げる期間保存するものとする。

- (1) 単位修得原簿 永年
- (2) 略

新 旧 対 照 表

新

高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)

第5章 雑則

(表簿)

第18条 略

- 2 前項第8号に掲げる表簿は、県立高等学校については、備付けを要しない。
- 3 第1項第1号及び第2号に掲げる表簿は常用とし、その他に掲げる表簿は5年間保存しなければならない。

旧

高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)

第5章 雑則

(表簿)

第18条 略

- 2 前項第8号の表簿は、県立高等学校については、備え付けを要しない。
- 3 第1項第1号及び第2号の表簿は永年、その他の表簿は5年間保存しなければならない。